

# 地域支援型の指定研修機関推進事業

## 実施団体公募要領

令和7年2月

厚生労働省

# 地域支援型の指定研修機関推進事業

## 実施団体公募要領

### 1 総則

特定行為に係る看護師の研修制度は、団塊の世代が後期高齢者となる2025年に向け、さらなる在宅医療の推進を図るためには、個別に熟練した看護師のみでは足りないことから、医師又は歯科医師の判断を待たずに、手順書により一定の診療の補助を行う看護師を計画的に養成するために創設された制度です。

しかしながら、地域で活躍する看護師の特定行為に係る研修修了者（以下、「修了者」という。）は6541人中816人（令和4年度衛生行政報告例）にとどまっており、在宅医療のニーズにより一層、応えていくために地域で活躍する修了者の更なる養成が必要です。

そこで、厚生労働省では、訪問看護師等地域で活動する看護師が働きながらそれぞれの生活圏での特定行為研修の受講を支援するとともに、受講期間中の地域の訪問看護等のサービス提供体制の確保を支援する団体（以下「実施団体」という。）の選定を行うため、以下の要領で実施団体の公募を行います。

### 2 事業の目的

今後の在宅医療ニーズの増大を踏まえ、地域で活躍する修了者の養成を促進するため、訪問看護ステーション、介護施設等に勤務する看護師に対して特定行為研修の受講支援等を行う指定研修機関（以下、「地域支援型の指定研修機関」という。）の整備を目的とします。

### 3 実施主体

本事業の実施主体は、以下のア及びイのいずれも満たす施設とする。

ア 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に基づき特定行為研修を行う指定研修機関（1又は2以上の特定行為区分に係る特定行為研修を行う学校、病院その他の者であって、厚生労働大臣が指定するもの）

イ 令和7年度中に、同一法人以外の訪問看護ステーション、介護施設等に所属し特定行為研修を受講する看護師（以下、「外部受講生」という。）が複数名受講予定である施設

## 4 事業内容

### (1) 地域の看護師の受講支援のための特定行為研修推進委員会の設置・運営

本事業を効果的に実施するため、地域の看護師の受講支援について検討する特定行為研修推進委員会（以下、「地域版特定行為研修推進委員会」という。）を設置する。

地域版特定行為研修推進委員会の設置・運営にあたっては、既存の特定行為研修管理委員会、組織独自の特定行為研修修了者の活動推進のための委員会等と連携すること。また、介護保険施設等の特定行為研修周知事業における「特定行為研修実施体制推進委員会」と連携すること。

#### ① 構成員

地域版特定行為研修推進委員会の委員には、以下の者を含むこと。

- ・実施団体において特定行為研修の責任者若しくは準ずる立場にある医師又は看護師
  - ・実施団体に協力施設がある場合は、外部受講生が研修を行う協力施設における特定行為研修の責任者若しくは準ずる立場にある医師又は看護師
  - ・修了者を配置する訪問看護ステーションや介護施設等の管理者又は修了者
- また、必要に応じて、地域における特定行為研修修了者の養成と活動に先駆的に取り組む他の医療機関等の代表者や、特定行為研修修了者の活動等に関する有識者、自治体担当者等にも参加してもらうことが望ましい。

なお、委員の選定にあたっては厚生労働省医政局看護課と事前に調整すること。

#### ② 地域版特定行為研修推進委員会の業務

外部受講生が働きながらでも受講しやすい長期型の研修計画を作成する。研修計画には以下の内容を含むこと。

- ・外部受講生の受講しやすさを踏まえた特定行為研修の期間や体制等の支援策
- ・外部受講生の実習場所や代替職員の調整・確保に係る受講支援策
- ・特定行為研修修了後すぐに実践できるようなフォローアップ体制に係る内容
- ・長期型の研修計画を実行するうえでの留意点等

また、自治体担当者が地域版特定行為研修推進委員会のメンバーであるか否かに関わらず、検討内容については自治体担当者との情報を共有すること。

### (2) コーディネーターの配置

#### ① コーディネーター

地域支援型の指定研修機関に所属し、看護師の特定行為研修の受講と特定行為研修修了者の活動を推進する取組を行う看護師等

#### ② 活動内容

コーディネーターは、下記の活動を中心に、外部受講生が受講しやすい体制を整える。また、活動状況について地域版特定行為研修推進委員会へ情報共有

すること。

#### ア) 外部受講生の実習場所の確保

必要な症例数が経験できるよう、外部受講生が研修修了後に活動する場を考慮した実習場所の確保を行うとともに、日頃連携している診療所等の協力を得て、外部受講生が訪問看護利用者の居宅や介護施設で実習ができるよう努める。

また、実習場所の確保にあたり、新たに協力施設となる施設等の管理者や指導者等に対し特定行為制度の説明を行い、指導者講習会等を受講できるよう、講習会の開催日程を案内する等の支援を行うこと。

#### イ) 代替職員の調整、確保

代替職員の確保に係るニーズを把握したうえで、4(1)の地域版特定行為研修推進委員会で検討した方法により、必要に応じて外部受講生が研修を行う間の代替職員の確保や調整を行う。

なお、代替職員の調整、確保について、指定研修機関である病院の看護師が代替職員として訪問看護ステーション等に従事することは、入院・外来・在宅の療養環境をシームレスにつなぐという観点からも、在宅療養支援能力の強化に役立つスキルの獲得ができ、訪問看護ステーション等にとっても多様な人材の育成・活用力の向上につながることを踏まえつつ、必要に応じて実施団体内で調整することや、都道府県ナースセンター等の関係機関と連携すること等が考えられる。

#### ウ) 研修中のフォローアップ

外部受講生の研修の受講状況を確認し、より効果的な実習ができるよう、必要に応じて実習場所の見直しや、指定研修機関等の指導者による知識面・技術面でのアドバイスが受けられるよう調整する。

#### エ) 研修修了後のフォローアップ

外部受講生が研修修了後に自施設における特定行為の実践を開始することを考慮し、4(1)の地域版特定行為研修推進委員会での検討内容を踏まえ、必要に応じて、特定行為の実践に関する相談や指定研修機関の指導者による知識面・技術面のアドバイスが受けられる体制の整備を行う。

### (3) 報告書の作成

事業実施後、別添1に定める事項を記載した本事業全体の報告書を作成するとともに、以下の資料を添付したうえで、令和8年3月末までに厚生労働省医政局看護課に提出すること。

- ・地域版特定行為研修推進委員会の各回の議事概要
- ・コーディネーターの役割と活動実績
- ・以下の内容を含む外部受講生が働きながらでも受講しやすい長期型の研修計

画

- ・外部受講生の受講しやすさを踏まえた特定行為研修の期間や体制等の支援策
- ・外部受講生の実習場所や代替職員の調整・確保に係る受講支援策
- ・特定行為研修修了後すぐに実践できるようなフォローアップ体制に係る内容
- ・長期型の研修計画を実行するうえでの留意点等
- ・その他、実施状況の把握に当たり参考となるもの等

## 5 留意事項

### (1) 応募団体に関する諸条件

実施団体への応募者(以下「応募団体」という。)は、次の条件を全て満たす必要があります。

- ① 本事業を的確に遂行するに足る組織、人員等を有していること。
- ② 本事業を円滑に遂行する上で必要な経営基盤、資金等に関する管理能力、及び適正に精算を行う経理体制を有すること。
- ③ 看護師の特定行為研修制度について、十分な知見を有し、厚生労働省と密接かつ協動的に連絡体制を構築しつつ、本事業を円滑に実施できる者であること。
- ④ 日本に拠点を有していること。
- ⑤ 厚生労働省から補助金交付等停止、又は指名競争入札における指名停止を受けている期間中でないこと。
- ⑥ 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予算決算及び会計令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。
- ⑦ 暴力団等に該当しない旨の誓約書(別紙様式1)を提出すること。
- ⑧ 社会保険等(厚生年金保険、健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの)、船員制度、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。)に加入し、該当する制度の保険料の滞納がない旨の申立書(別紙様式2)を提出すること。

### (2) 業務の遂行

本事業の実施に当たっては、次の事項に従ってください。

- ① 厚生労働省医政局看護課との連携を密に取ること。
- ② 本事業は厚生労働省の補助を受けて実施する事業であることを踏まえ、十分な公益性を担保するとともに、関係機関との連携を図ること。
- ③ 効率的かつ効果的な業務の遂行に努めること。
- ④ 本事業の全部を一括して委託してはならない。
- ⑤ 本事業の総合的な企画及び判断、並びに業務遂行管理部分を委託してはならない。
- ⑥ 本公募要領に定めのない事項、又は本公募要領の解釈について疑義が生じた

場合、必要な事項については厚生労働省医政局看護課と協議すること。

### (3) 個人情報等

本事業の実施上知り得た情報については、その全てを厳重に管理するとともに次の事項を遵守してください。

- ① 本事業において入手したいかなる情報も本事業の実施以外の目的には一切使用しないこと。
- ② 本事業に従事する者の服務等の監督及び個人情報の適切な取扱いを行うための体制及び責任者を定めなければならない。
- ③ 個人情報保護規程等において、以下に掲げる事項を本事業の開始までに定めなければならない。
  - ・個人情報の取扱いに係る規定
  - ・個人情報の取扱い状況の点検及び監査に関する規定
  - ・個人情報の取扱いに関する責任者及び従事者の役割・責任に係る規定
  - ・個人情報の取扱いに関する規定に違反した従事者に対する処分の内容

## 6 事業期間

事業期間は、令和7年4月1日又は実施団体として選定された日のいずれか遅い日から令和8年3月31日までとする。

## 7 応募団体の評価

### (1) 評価の方法

実施団体の採択については、厚生労働省医政局看護課において応募団体に関する諸条件に該当する旨を確認した後、企画書等を評価します。

評価に当たっては、地域支援型の指定研修機関推進事業実施団体評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置します。

評価委員会は、申請者から提出された企画書等の内容について書類評価及び必要に応じてヒアリングを行い、それらの評価結果を基に1又は2以上の応募団体を実施団体として選定します。

評価は非公開で行い、その経緯は通知しません。また、問い合わせにも応じられません。

なお、提出された企画書等の資料は、返却しませんので御了承ください。

### (2) 評価の手順

評価は、以下の手順により実施します。

#### ① 形式評価

提出された企画書について、厚生労働省医政局看護課において、応募条件への適合性について評価します。

なお、応募の条件を満たしていないものについては、以降の評価の対象から

除外されます。

② 書類評価

評価委員会により、書類評価を実施します。

③ ヒアリング

必要に応じて評価委員会より、申請者（代理も可能としています。）に対してヒアリングを実施します。

なお、ヒアリングの実施に当たって、応募が多数の場合は、書類評価等の状況を踏まえ、一部の応募団体のみ実施する場合があります。また、ヒアリングに出席しなかった場合は、辞退したものと見なします。

④ 最終評価

書類評価及びヒアリングにおける評価を踏まえ、評価委員会において最終評価を実施し、実施団体を選定します。

### （3）評価の観点

評価の観点は、以下のとおりです。

- ① 業務を的確に遂行するための実施体制であるか。
- ② 事業内容が事業目的と合致しているか。
- ③ 効果的であり、実現可能な事業内容となっているか。
- ④ 事業として、配慮や工夫された内容となっているか。
- ⑤ 事業目的、内容に対し、事業計画は現実的かつ妥当なものになっているか。

### （4）評価結果の通知等

評価の結果については、評価委員会における最終評価後、速やかに応募団体に対して通知する予定です。

なお、補助金については、実施団体選定の通知後に必要な手続きを経て、正式に交付されることになります。

## 8 本事業に係る補助金の交付について

本事業に係る補助金の交付については、予算の範囲内において、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省・労働省令第6号）の規定によるほか、別に定める「医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱」の定めるところにより交付するものです。

本事業に係る補助金の交付については、以下のとおりであり、対象とする経費は、4 事業内容に関する職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、借料及び損料、会議費、社会保険料、委託費（前に掲げる経費に該当するもの）に限ります。また、基準額を超えた金額については、実施団体の負担となります。

(補助率) 1 / 2  
(基準額の上限) 4,150千円

## 9 応募方法等

### (1) 企画書の作成及び提出

「地域支援型の指定研修機関推進事業企画書」を作成し、必要部数を以下の提出期間内に提出してください。

企画書には公募要領に示されている評価の観点を盛り込んだ上、別に定める様式により企画書を作成してください。

### (2) 応募方法

提出期間及び提出先（問い合わせ先）は以下のとおりです。

#### ① 提出期間

令和7年2月20日（木）から令和7年3月10日（月）

（必着：余裕を持って送付すること。）

#### ② 提出先・問い合わせ先

提出先：〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省医政局看護課事業調整係 あて

※ 郵送の場合、封筒の宛名面には、「地域支援型の指定研修機関推進事業」と朱書きにより、明記してください。

問い合わせ先：厚生労働省医政局看護課事業調整係

tel：03-5253-1111

fax：03-3591-9073

※ ただし、問い合わせについては、月曜日～金曜日（祝祭日を除く。）の午前9時30分～午後6時15分（午後0時15分～午後1時15分を除く。）とします。

※ 郵送、持参にかかわらず提出資料一式の電子データを令和7年3月10日（月）17時までにメールにて提出してください。なお、メールの件名（題名）は必ず「地域支援型の指定研修機関推進事業企画書」とし、団体名や住所など応募団体が特定できる部分を黒塗りしたもの（Word形式及びPDF形式）と黒塗りしていないもの（PDF形式）をそれぞれ提出してください。

（提出先メールアドレス）kango-jigyoo@mhlw.go.jp

#### ③ 提出書類及び部数

アについては、正本1部、副本1部とし、副本は団体名や住所など応募団体が特定できる部分を黒塗りしたものとしてください。

ア 「地域支援型の指定研修機関推進事業企画書」 2部

イ 団体の概要が分かる資料 2部

・パンフレット等

・定款又は寄附行為

- ・団体の直近より過去3年分の財務諸表（写）
- ウ ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する次の認定を受けている場合には、その通知書（写） 2部
- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（えるぼし認定企業）
  - ・次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）
  - ・青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定（ユースエール認定企業）
- エ その他必要な資料 2部
- ※ 応募書類の提出は、原則として「郵便又は宅配便」とし、やむを得ない場合には、「持参」も可能としますが、「FAX」による提出は受け付けません。「持参」の場合は、9（2）②に記載する問い合わせ先に事前に連絡し、指示を受けてください。
  - ※ 応募書類を郵送する場合は、簡易書留等を利用し、配達されたことが証明できる方法によってください。また、提出期間内に必着とし、遅れた場合は審査の対象外とします。
  - ※ 書類に不備等がある場合は、評価の対象外となりますので、公募要領を熟読してください。
  - ※ 応募書類の差し替えはできません。

# 地域支援型の指定研修機関推進事業 実施報告書

作成日 年 月 日  
実施団体名

1. 年間スケジュール
  2. 地域版特定行為研修推進委員会の設置、開催状況  
委員の構成、委員の属性（所属機関名、職種、職位、氏名等）、開催スケジュール、開催日時、開催場所、開催方法（対面、オンライン等）
  3. 地域版特定行為研修推進委員会における検討内容  
以下の内容を含む、外部受講生が働きながらでも受講しやすい長期型の研修計画の作成に関すること
    - ・ 外部受講生の受講しやすさを踏まえた特定行為研修の期間や体制等の支援策
    - ・ 外部受講生の実習場所や代替職員の調整・確保に係る受講支援策
    - ・ 特定行為研修修了後すぐに実践できるようなフォローアップ体制に係る内容
    - ・ 長期型の研修計画を実行するうえでの留意点等
- ※ 各回の議事概要、コーディネーターの役割と活動内容、作成した訪問看護ステーション等向けの長期型の研修計画について、報告書に添付すること。
4. コーディネーターの活動内容
    - ・ 訪問看護ステーション等の看護師の実習場所の確保
    - ・ 代替職員の調整・確保
    - ・ 研修中、研修修了後のフォローアップ 等
  5. 取組を推進する上での課題、困難な事項
  6. その他